

札幌弁護士会 紛争解決センター

TEL 011-251-7730

「紛争解決センターの件」とお申し出ください。

受付時間 9:00~16:00

URL <http://www.satsuben.or.jp/>
〒060-0001
札幌市中央区北1条西10丁目
札幌弁護士会館2階
札幌弁護士会法律相談センター内

住所

交通のご案内

地下鉄東西線「西11丁目駅」より徒歩5分

札幌弁護士会 検索



2016.0

どんなトラブルにも対応できる多彩なADRのシステム

金融機関の勧めで金融商品を
購入したら損したわ・・・
契約するときには元本割れるする
なんて説明されなかったのに・・・

メインバンクから
強く勧められて断り
切れずに金融商品
を買ったけど、やっぱり
納得できない!

手術を受ける前にお医者さんは
何にも説明してくれなかったわ・・・
こんなリスクがあるなんて・・・
病院が完全にミスでした!

「できないけど、裁判までは
やりたくないなあ・・・」



上司の食事の誘いを断つたら、
職場で嫌がらせをされるように
なりました。毎日の仕事辛い・・・
毎日遅くまで残業してある
のに、残業代を全く払って
もらってない! とうとうか
ならないかなあ・・・

隣の家の屋根から、
毎年うちの庭に雪が
落ちてくるんだけど、
どうにかならない
かなあ・・・

きれいに部屋を使っ
ていたのに、敷金が全然
戻ってこない。

手数料のご案内

●成立手数料
原則として、下表のとおり、解決額に応じて算出されます。

解決額	手数料
100万円までの場合	8%
100万円を超え300万円以下の場合	33万円+55%
300万円を超え3,000万円以下の場合	88万円+33%
3,000万円を超え3億円以下の場合	428万円+22%
3億円を超える場合	3728万円+11%

例えば・・・
相手方が申立人に100万
円払うという和解が成立
した場合、
成立手数料88,000円(税込)
申立人と相手方が44,000円
(税込)ずつ負担します。

申立てにかかる
手数料
11,000円(税込)

※相手方が不利な場合は半額を返還します。

札幌弁護士会紛争解決センターとは?

札幌弁護士会紛争解決センター まとめるくん
札幌弁護士会の紛争解決センターのまとめる君です!
どうぞよろしく!

ADR
札幌弁護士会紛争解決センター まとめるくん
弁護士会が話し合いの場と調停人を提供して、トラブルの解決
を図る所です。弁護士会 ADR ともいいます。

紛争解決センター? 一体どんな所なの?
ごまっ太郎
裁判とは違うの?
ごまっ太郎
札幌弁護士会紛争解決センター まとめるくん
法律でルールが厳しく決められている裁判とは
違い、ADRは柔軟に進められます。だから、裁判
するのには向かない争いでも、解決を図れます!

ごまっ太郎
公平なのか心配だなあ・・・
札幌弁護士会紛争解決センター まとめるくん
経験豊富な弁護士がそれぞれの言い分に耳を傾け、中立公正に
紛争を解決に導きます!

ごまっ太郎
解決までに、時間はどのくらいかかるの?
札幌弁護士会紛争解決センター まとめるくん
申立てから3ヶ月程度で解決することが多いんです!

ごまっ太郎
お金はいくらかかるんだろう?
札幌弁護士会紛争解決センター まとめるくん
裁判とは違って、申立手数料は一律11,000円(税込)です。
和解が成立すると、左の表のとりの成立手数料がかかります。

札幌弁護士会紛争解決センター

弁護士会
ADRで紛争解決!
まるっと

札幌弁護士会による
安価・迅速・柔軟な
紛争解決!

札幌弁護士会紛争解決センター
まとめるくん

ADRの流れ

トラブル発生



札幌弁護士会では、様々なトラブルに応じて適切な紛争解決ができるように、トラブルに応じた4つのADRを用意しています。

一般 ADR 医療 ADR
金融 ADR 労働 ADR

弁護士の法律相談



まず弁護士による相談を受け、弁護士に紹介状を作成してもらいます。法律相談は札幌弁護士会法律相談センター(011-251-7730)でも申し込みます。

金融 ADR の場合

札幌弁護士会と協定を結んでいる金融事業者(協定事業者)とのトラブルに限られます。協定事業者は札幌弁護士会HPに掲載しています。事前の法律相談は不要です。

ADR 申立



弁護士が作成した紹介状と、申立書に必要事項を記載の上、札幌弁護士会紛争解決センターに提出します。申立書は札幌弁護士会HPからのダウンロードや郵送による取り寄せができます。申立手数料11,000円(税込)も、この時に支払います。

金融 ADR の場合

金融事業者が申立手数料を負担します。

相手方へ連絡



札幌弁護士会紛争解決センターから相手方に連絡をして、調停への出席を呼びかけます。

金融 ADR の場合

金融事業者に出頭義務があります。

相手方応諾



相手方不応諾



相手方が調停に出席しない場合、センターが相手方に連絡し、出席を説得します。相手方が説得にも応じない場合、手続は終了し、申立手数料の半額が返却されます。

調停人選定



片方の紛争当事者に両入れし、ない申立で公平な弁護士が選ばれます。

金融 ADR の場合

金融問題に詳しい弁護士1名が選ばれます。

労働 ADR の場合

労働問題に詳しい弁護士2名(労働者側、使用者側)が選ばれます。

医療 ADR の場合

医療問題に詳しい弁護士2名(患者側、医療機関側)が選ばれます。

調停期日



札幌弁護士会で調停が開かれます。調停人は、個別に当事者の意思を聞き、トラブルの公平・柔軟な解決を目指します。

金融 ADR の場合

札幌弁護士会で申立を受理した後、旭川、函館、釧路、帯広、北見、網走の弁護士会館等を使っての話し合いもできます。

労働 ADR の場合

複雑な事案等では、調停人との事前面談が行われることがあります。申立書の修正・補充や、関係書類の持参をお願いすることで、充実した調停期日を目指すものです。

成立



不成立



和解契約書の作成 成立手数料の納付



調停人が立会人となり、和解契約書に当事者双方が署名捺印します。同時に解決額に応じて成立手数料を支払います。(成立手数料は表面をご覧ください。)

簡易裁判所での手続・即決和解との連携

分割払いの合意など、和解契約書どおりに支払われるか不安がある場合、双方が合意すれば、調停人が簡裁に連絡を取り、即決和解を成立させることができます。これにより和解契約書に債務名義という強制執行できる力が付与されます。

金融 ADR の場合

金融事業者には調停人の提案した和解案を受け入れなければならないという義務があります。

ボクも弁護士会 ADR を使ってみよう!

基本形は一般ADRです。医療ADR、金融ADR、労働ADRは、それぞれのトラブルの特色に合わせて、一般ADRの手続をアレンジして進められます。僕が、各手続ごとに特色のご説明をします!

これならボクにもできそう!

ふむふむ